

平成23年度第2回滋賀県障害者施策推進協議会 概要

(と き)平成23年9月5日(月)14:00～16:10

(ところ)滋賀県職員会館大ホール

(出席者)石田委員、井深委員、小野委員、片山委員、北野委員(会長)、久保委員、
小山委員、長田委員、弘中委員、福井委員、堀委員、宮嶋委員、渡邊委員

(欠席)木村委員、長友委員、高橋委員、橋本委員、松原委員、長谷川委員、山川委員

(傍聴)3名

(事務局)渡邊部長、田中課長、茂森主席参事、
田丸課長補佐、丸山補佐、高岡補佐
関係各課(記録:浜主幹)

開会、部長あいさつ

議題1 (仮称)障害者福祉しがプラン 骨子(案)について

会長)

今、障害者制度改革のまっただ中にある。総合福祉部会も8月30日にあり、一応改革骨子案、提言をまとめた。これから、厚生労働省と内閣法制局で議論し、法案にしていくこととなる。来年の通常国会に提案されるということで、どんな法案になるのかが一つ大きな問題。

2つ目に障害者自立支援法もつなぎ法案が成立し、その施行規則等がこれから出てくる。どんな施行規則がでてくるのかが、我々にとって大きな関心。特に相談支援については大きな変更がある。

3つ目は、虐待防止法が成立したので、これについてもどのような施行規則がでてくるか。県が権利擁護センターをつくれと書いてあるが、どういう具体的なイメージなのかということについても大きな影響がある。

激動のまっただ中にあるが、みなさんの声、特に、前回色々いただいた御意見を踏まえながら、資料1と2について事務局の方から説明をお願いし、それについて御議論をお願いしたい。

事務局)

(資料1と2について説明)

委員)

駅舎のバリアフリー化の中で、栗東駅はJRと協議が進んでいないということだが、これはどうなのか。先般JRの京都支社と話し合いをしたときに、JRの方は地元の栗東市の方に働きかけているが、栗東市の方が応じてくれないと言っていた。栗東市と話すとJRの方が乗り気でないという。これはおかしいのではないかと。どっちが本当かとなり、詰

めていくと栗東市の方が話に応じていないことがわかった。県とも栗東市は話していない。

事務局)

関係課に確認してみる。

委員)

3点ある。

1点目は目標工賃の話。目標の3万円には至っていないという話だったが、今、1級の年金は約8万円、特別障害者手当が約2万5千円、あわせて10万5千円。それに3万円足しても13万5千円にしかない。一方で生活費は多く、とても13万余りで一人の人間が生活できないという基本的な問題も、今回出して欲しい。

すぐに結論は出ないと思うが、目標工賃3万円を達成したからといって、全てOKということにはならない。

2点目は生活の問題。公営住宅については目標を出されているが、公営住宅というのはごく一部のことで、大半が民間住宅。民間住宅を障害者が借りようと思うと、だんだん理解が進んでいるといっても、保証人や家族がどうかなど、問題となるケースがほとんどだと思うので、民間住宅への働きかけと地縁の問題が大事。

3点目。2次障害は、働く場の問題だけではなく、医療機関で2次障害のことを知ってくれているお医者さんは、ごく一部。医療機関に対して2次障害についての理解を広めることが非常に大事。

会長)

いくつかの大事な問題提起があった。生活保護の額だが、おそらく住宅扶助も含めればかなりの額になる。ところが基礎年金の1級と重い方であれば特障手当、それに3万円を足した額と比較して、かなりバランスが悪いのではないかというのは大きな問題。ならば生活保護の額が高すぎるから、これを下げる、などというのは危険な認識だが、障害のある人の収入が、普通に住宅を借りて住んでいけるような額になっていくためにどうしたらいいかということだと思う。

2つ目の民間住宅は、保証人や頭金などは、その担保となる問題。どこかに入れることができないかということ。

3つ目は、2次障害。脳性マヒのある方で、40代、50代になって手術をされるケースを耳にすることがある。医療機関で2次障害をきちんと理解してもらえるような啓発、理解を深めるようなプログラムも検討して欲しいという御意見。

大事なことなので県でも対応を考えていただき、あるいは医療機関との連携、そして就労について目標工賃3万円でもいいのかということも含め、御意見があれば。

委員)

資料2の2頁、「暮らす」の地域移行の一層の促進では、評価のところでも暮らす場所の確保のあたりは、どういう認識をしているのか。確保することが必要ということ課題としてとらえて整備をしていくのかどうか読み切れない。むしろ、課題というよりは施策

のようなことがあがっているような気がする。

5頁の虐待の防止について、権利擁護センターという表記があるが、県立の権利擁護センターはすでに設置され、社協において運営しており、すでに10年ほどになる。それとの関係では、「機能の設置」ということだが、どういう意味なのか。

課長)

障害年金と就労収入、特障手当の合計と生活保護の比較の話は、会長からもあったように非常に難しい議論。滋賀県における就労収入向上の取組みは、全国的には、工賃収入倍増と言っていたわけだが、倍にして3万円にすればいいのかというと、そうではない。あくまで継続的に向上を図っていくことができるよう、支援していく。

国の生活保護、年金の議論は見守っていく必要があるが、われわれは就労収入、工賃の向上をしっかりと図っていく。

住む場所については、滋賀県のグループホーム、ケアホームの整備の状況は、全国的には進んでいる方である。関連指標は入所施設から地域への移行者数であるが、地域で暮らす人は当然ながら、今入所施設にいる人だけではない。今は親元に暮らしていて、あるいは特別支援学校を卒業して働き始め、一人暮らしがしたいというニーズもある。そこはこれからも継続的に整備をしていかないといけないし、その中で例えば医療的ニーズへの対応なども課題である。

虐待防止法における権利擁護センター機能の整備については、法律は成立したが、まだ、国の方から何も具体的なものは示されていない。法律上の位置づけとして、都道府県に権利擁護センター機能を設置することが義務づけられている。

この名前は今、社協で運営いただいている権利擁護センターと同じだが、こちらは都道府県における行政の機能として、直接実施してもいいし、委託して実施してもいいということになっている。中身としては、虐待に対する通告の受付といった、いわゆる行政業務も含まれており、位置づけについては現在お願いしている権利擁護センターとの関係も含め、今後またご相談させていただきたい。

会長)

どういう機能が付加されるかは、これから詳細が明らかになってくるだろう。

委員)

特別支援学校の卒業生の増加への対応は、具体的にはどういうことを考えているか。職場開拓や実習先の確保は必要だが、これらは従来からやっているわけで、それでは、これからの状況には不十分で、今までのやり方では間に合わないから問題なのである。

具体的には、どういうことを想定してあげているのか。従来とどう違うのか。

課長)

ここには質的なことを書いているが、卒業見込みの方の数という量的なものを考えると、これで果たして足りるのかという趣旨と思う。その増えている中身について、現場の話を聞いていると、障害の程度では、重い人も軽い人も増えている。

一般就労できる人は、できるだけ一般就労を目指してもらおう考え方だが、その点は、これまで働き・暮らし応援センターや地域の自立支援協議会において取り組んできており、当然継続的に取り組んでいかねばならない。

それ以上の何かという点については、いろんなやり方が考えられるが、今のところ具体的にお示しできるところまでには及んでいない。

部長)

現にある福祉作業所等において受入られるような体制の強化などが、当面の策として必要と考える。

委員)

卒業生の中身としては、確かに重度も軽度も増えており、特に軽度が増えているのだが、今までどおりのやり方では、実際に難しいというのがこれから数年間である中で、具体的にどうするのが、この障害者プランの中で考えられていくのだろう。そのことについては、これからの特別支援教育を受けた生徒の進路、方向性について、県として何か出しているのではないかと期待でこれを読むと、そこが見えてこない。

もう少し何かあるなら、明確にした方がいい。

会長)

これについては、県において次の展開を検討いただきたい。

委員)

ここのところ各種団体として大津市との話し合いを持ってきているが、いずれも要望の一番目には、特別支援学校の卒業生の進路確保が困難であるという話 coming in。

それについて大津市はどう考えるのかというと、大津市は、施設の方はどう考えるのかという。行政と施設が一緒になって考えないと、卒業生が増えている状況の中で進んでいかなければならないのは明らか。県も同じだろう。

ただ、県立学校は県教育委員会の管轄であり、本来は卒業していく子どもたちの進路をどうするのは、学校教育の課題ではないのかと思う。3年生も後半の9月になれば、卒業が近づく。行き先が決まらないまま卒業していくという状況が去年もあったが、今年、来年となれば、さらに想定される。

問題は、受け入れる施設で、大津に限って言えば、もう1、2か所どうしても必要だという認識で市側も施設側も一致する。すると、具体的にどこの法人がやるのかということになる。法人は現状の運営で手一杯。今から受入体制をつくろうとしても今年度の卒業生には間に合わない。来年度の卒業生にはなんとか間に合うかもしれないが、法人がどうやって対応するのか見通しが立たない状況。

これは非常に深刻で、お母さん方は悩んでおられる。先輩のお母さん方は、自分らで法人と一緒に、必要な施設づくりに取り組んだわけだが、今の方は、つくるのは行政の責任という。行政に行くと施設の責任といわれ、堂々巡りになっているのが現状だろう。

これでは見通し、目途がたたず、心中というのも冗談ではない。

卒業してから長い間、自分の子がどこで生活し、どこで働くのかという見通しが立たないというのは、親にとって本当に深刻な事態になっていると改めて感じた。

その方策についてプランの中では、大きな方向を示すが、これは目の前の問題。そういう問題も含めて具体的な展望を持たないといけない。

私は日野町の心中事件にもかかわったので、こういうことが再びあってはいけないと考える。具体的な対応を一緒になって考えないといけないが、県立学校と市、市と県、あるいは教育行政と福祉行政が連携しないと解決しない。具体的な見通しを現状と課題の中で出していけないと、現状にそぐわないのではないかと。

委員)

私も「働く」ということについて、教育の部分で、もう何年たったらこの子は卒業していくということは見えているわけなので、卒業後のその子の姿を想定しながら教育をしていただきたい。

企業や教育、行政、福祉など様々なところがネットワークをつくるということも書いてあるが、具体的には、就労移行支援の事業所が、学校卒業後の就労に向けた専門学校のよ様な支援ができるようにするということがある。事業所側も、単なる就労移行支援だけではないと考えているところもある。そういう思いも汲んでいただきながら、制度としてなくても、県独自で学校卒業後、就労に向け基礎から学んでいくということに特化した就労移行のようなものを是非つくっていただきたい。検討を願う。

会長)

特別支援学校を卒業された方、その中には発達障害のある方もおられ、そういう方々のことを理解して支援ができ、その思いや特性を踏まえ、それに特化したような就労支援の仕組みが必要。滋賀県はこれまでから就労に関してかなり高いレベルの仕組みをつくっていたので、こうした仕組みも全国に先駆けてできないかということだろう。

部長)

卒業生の増加への対応は、県と市、事業者がそれぞれ何ができるかを真剣に議論し、一緒にやっていかなければならない。御提案の仕組みは、現在の法制度下の事業所との違いや効果を整理することが必要だが、具体的な御提案をお願いし、県としても積極的に検討して参りたい。

委員)

就労収入の向上については、滋賀県の就労事業振興センターにおいて、全国でもトップクラスの様々な取組みを実施いただいている。

それは分かっているが、色々な障害をお持ちの方がおられ、重い障害があっても高い収入が得られる仕組みをどうつくっていくのかということ、やはり一緒に考えていく必要がある。

2次障害の話だが、がんばっても体を壊したら意味がないと思う。色々な障害があるので簡単な問題ではない。

会長)

障害の重い人でも高い賃金ということについては、例えば社会的事業所で、そういう展開が可能なのか、賃金補填のような仕組みを今後検討する必要があるのかなども含め、国もこれからモデル事業を実施するという事なので、県でも検討し新しい取組みを展開してもらえればと思う。

委員)

前回の「行政の縦割りではなく横断的な連携が必要」という意見について、基本理念として「2つの起点」を取り入れていただいた。特に「ア」の「ひと」のところで「既存の制度からの発想ではなく」と書いていただいたのは、私は難病の仕事をしており、難病関係の制度は非常に複雑であるうえに、制度を使いこなせない中でみんな困っているので、非常に今後に期待できると思った。

では、この発想を具体的に進めていくためには、どういうことを考えておられるのか。

また、どれだけ障害が重くても必要な医療的ケアを受けて在宅で地域で暮らしたい、仕事をしたいということを守っていくことは、プランの隅々にあるが、重い障害で支援が必要な方が地域で暮らし続けたいと思えば、地域で受け入れる医療、地域でサービスが提供できる福祉の受け皿、保健の受け皿が必要。それが現状では介護保険法や障害者自立支援法であるが、どういうふうに必要な人にどれだけのサービスを提供できているかどうか、どういう形で実態を把握するかがなければならない。

目標、達成率を現状として述べているが、この達成率の意味は、本当は100%ないといけないのが、それ未滿に留まっているのか、見込み量をどういうふうにあげたのか、達成率をどう考えるのかが、実感として現実の重症の難病患者、障害者の方々の生活実態と合わせると、よく見えてこない。

今回の障害者基本法の改正などの検討の中で、難病という言葉もあちこちに出てきて、障害者手帳を持っている人だけを障害者というのではないということが、いろんなところで発言されてきているので非常にありがたいが、どこかに難病患者という言葉、県のプランにも入れていただきたい。支援を必要とする人ということでもくらないで入れていただきたい。

会長)

難病については、今回の総合福祉部会でも多くの時間をとって議論した。難病は施策がばらばらで、どこからもうまく入れていない項目もある。既存の制度からの発想でなく、とか、重点プロジェクトにあるように医療と福祉の一体的な取組というように、理念としてようやく理解できたところで、それを具体的にどう展開するかまでは、リアリティーのあるものは総合福祉部会でも出せていない。

今回みなさんの御意見を伺いながら、県としてもある種の方向性を出していき、より具体性のあるものを構築していただくという方向で、真剣に考えていただきたい。

見込量と達成率のことだが、長期計画は国が出している方向性とこれまでの実績、県民のニーズ調査を踏まえて出すのが一般的。おそらく滋賀県もそういう方向で検討されてい

と思う。

それに対する実績なので、本当は見込量に達するのが望ましいが、様々な理由でできないこともある。

事務局)

サービス見込量は国から示された項目について、各市町でのニーズ調査を踏まえ設定し、県で調整・集計し、これに対する達成率で進行管理している。今回策定するプランにおいても同様。

難病患者に施策については、谷間のない施策として重要。資料2の2頁で、具体的に難病患者という言葉があげており、今後の施策の肉付けの中でも大事にしていきたい。

既存の施策にとらわれないという点では、本県では従来から各種サービスを組み合わせ、県の施策を上乗せするなどの形で、現場の方々のがんばりも含めニーズに対応してきた。こうしたことも踏まえ、この滋賀県らしさをさらに伸ばしていこうということで、今回あたらしく「ひと」という起点を設けた。

難病患者の方も含め、谷間のない支援を実施するという視点から、理念に盛り込んだ。

委員)

特別支援教育の代表として参加しているが、骨子案の暮らしのところで、特別支援学校、学級の児童生徒数が増えており、発達障害の子どもたちも増えているとあるが、これに対する課題として、どういうところを充実していくのかが見えてこない。

卒業生に対しては、3頁のところを書いてあるが、在校生に対する課題についてどういうふうにか考えるのか。

会長)

どの辺に書いたらいいのか。

委員)

課題のところでは、例えば教育的な困難性や、現状は学校が満杯なので、施設面での充実、また、通常学級の発達障害の子どもたちへの支援の方法や支援員の確保などを記載することが必要では。

会長)

教育の分野については、教育関係の計画に入るものと、支援員や通学の問題、地域での支援など福祉の関係が深い問題がある。このプランでどこまで盛り込めるか、県の考え方はいかがか。

課長)

先ほど会長の発言にもあったとおりであり、教育委員会ともしっかり調整していきたい。

委員)

今回、大きな津波や集中豪雨により、聞こえないことで非常に大変な部分がある。

情報が入ってこないということで、今後の津波のときも、補聴器をつけたまま亡くなった方がおられた。サイレンの音も聞こえない。

また、避難所での集団的な生活において、自分の方から聞こえないということを前面に出にくいこともあるので、それがわかるゼッケンやハンカチなどをできれば県が用意して、避難場所に用意してもらえれば、対応もしやすいのではないかと。

幸い滋賀県は、今まで大きな災害はなかったが、これからは大きな地震などがあつたら、避難所で聞こえない人は、口頭連絡ではわからず、置き去りにされる。書いてもらわないとわからないので、ホワイトボードなど文字での情報提供について十分考えていただきたい。

聞こえないことで命に関わる問題がある。その点を考えていただければありがたい。

会長)

大事な問題を発言いただいた。総合福祉部会でも防災、要援護者支援について、かなり議論した。特に聴覚障害者への情報保障についてかなり議論したが、本人が「自分が聴覚障害」とアピールしたくない人もいるので、なかなか一律にはいかない。

本人がOKされるなら、何か保障、アピールする方法をとっていただくなど、検討してもらいたい。

防災の仕組みを今回、ある程度強調して書いてもらうことも必要だろう。

部長)

ごもっともな話で、大震災において、一番支援が必要な人に支援が届かなかったということを、様々な障害のある方からも伺っている。

県として一定の整理が必要だが、障害者のプランというよりは、いわゆる災害時の社会的弱者に対する総体的な支援である。これは個別具体的なものなので、あまり一律的に決めるものでもない。一次避難と広域的な避難で市町と県との関係もある。

何が必要かは一定県として集約することが必要だが、個別に聞いていっても難しいので、本日お集まりの各団体でも集約いただく中で、個別具体、共通のものを整理し、災害時の避難のあり方、支援の方法について、現実的に対応可能なもの、次に整備しないとイケないものを検討することが必要。お金のいる話もあり、エリア別にも考えていくべき。

委員)

精神障害者の家族にとって、8月にうれしいニュースが2点あった。

1点目は精神疾患を5大疾患とみなすという厚生労働省の発表。これで早期支援、早期治療につながり、正しい理解が広がり、偏見が減っていくのではないかと、うれしく希望をもっている。

もう1点は滋賀県から要綱をいただいた精神障害者の早期支援、地域定着支援事業。これはアウトリーチということで、家族会が待ち望んでいたことで、一日も早く、どういう内容で具体的にどういう動きとなるのか、色々と希望している。

可能な限りそういう具体的なことをお話いただければありがたい。

会長)

世界的には既に5大疾病だったが、日本ではなかなか認められなかった。しかし、障害、疾病の中でも多いのは精神障害であるから、5大疾病の中でもトップである。

また、今後滋賀県が、アウトリーチを含めどのように展開するのかということについて、情報があればお願いしたい。

事務局)

アウトリーチ推進事業について、10月からの実施で本年度予算に計上している。現在事業者を公募しており、間もなく締め切り選定を行う。この事業はモデル事業という位置づけなので、7福祉圏域のいずれかで1業者を選定し実施する。

事業者としては精神科の医療機関や相談支援事業所、訪問介護の事業所を想定している。

これは国の補助事業であり、全国で25カ所の予定。事業所が決まり次第、国との調整に入りたい。

委員)

まず、地域生活の確保、訓練施設の増加などは、今後着実に進めていっていただきたい。

また、アウトリーチについては、資料1の12頁、精神障害者の地域生活応援プロジェクトの退院促進への支援のところで、精神障害者に関する正しい知識を深めるための地域との交流事業については、今のところ未実施となっているが、今後この点で、しっかり地域の方々の理解が得られないと、アウトリーチを進めるにしても、さらに踏み込んだアクトという活動をするにしても、非常に難しい。

今後の課題で、退院促進の事業実施市町に偏りがあるとあるが、これは県や市町の職員の中にも、精神障害だけでなく各種の障害についての理解が今一步と感じられることが時々ある。そのために偏りがあると直接結びつくかは分からないが、色々専門的な事業、仕事をされているので、何でもオールマイティーとはいかないにしても、できれば精神障害者のみならず障害者に対する様々な知識を、公の機関の職員の方々に広めていただく何かを盛り込んでいただきたい。

暮らしを応援するという点で、障害者の方々の結婚、出産、子育てという視点もどこかで盛り込んでいただけないか。子どもさんをサポートする児相の側は、昨今の虐待の問題でかなりがんばっておられるが、障害のある方、お母さんが、意識し、あるいは意識せずにアビュースになってしまうことはある。そのときに子どもさんのフォローは児相の方でやっているが、お母さんのフォローはもう一つではないかとも感じる。そのところをしっかりと支えるようにしないと、心のバリアフリーにつながらないのではないかと。

会長)

一般市民だけでなく、行政の方の精神障害に対する偏見を除くため、勉強会などを持っているところもある。そういう取組みをどう展開するかも、一つの大きなテーマ。

障害者の結婚、出産に関する支援についても大事なテーマなので、触れていただければ

と思う。

議題2 その他

会長)

まだ意見もあろうかと思うが、次の「その他」に参りたい。

事務局)

資料3と4により説明

会長)

次の第3回目の当協議会は、11月のいつごろか。

事務局)

まだ、未定だが、早めに調整させていただきたい。

会長)

最後にせっかくの機会なので、各委員何か発言を。

委員)

当然プランの中に盛り込んでいただけると思うが、特に知的障害者について、本人の支援もさることながら、子育て支援や家族支援を、もう少し具体的に盛り込んでいただきたい。

会長)

もし盛り込むとしたら、どの辺か。

委員)

資料1でいうと、最初の「地域で暮らしたい」のところ、乳幼児のころからスタートし、地域で暮らしていくための子育て支援、家族支援をもう少し具体的に盛り込んで欲しい。イメージとしては県の方にもあると思うが、本人だけでなく子育てする側は、思い悩みながら子育てをしている。そういう家族を含めた支援ということ、できたらいれていただくとありがたい。

会長)

どこに入れるかも含め県で検討いただき、子育て支援、家族支援について入れていただきたい。

事務局)

最初のJR栗東駅に関する御質問だが、交通政策課に連絡をとったが、担当がおらず

詳しくは確認できなかった。ただ、ＪＲ、栗東市ともに話し合いは行っており、種々の調整に時間を要しているという話だった。詳細を確認のうえ、盛り込めるものがあれば盛り込んで参りたい。

会長)

では、これで議事を終わりたい。

事務局)

本日の御意見を踏まえ、素案作成に反映させて参りたい。

閉会